44年10月の人口動態
住民基本台帳人口　(10月末日現在)
世帯数　2,962
人口　14,099人
内訳　男　6,818人　女　7,281人
10月の住民移動状況
出生数　15人　内訳　男　4人　女　11人
死亡数　10人　内訳　男　6人　女　4人
転入数　15人　内訳　男　6人　女　9人
転出数　34人　内訳　男　14人　女　20人

第57号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
電話来迎寺局(代)300番
印刷所　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目

広報こしじ

今月の主要記事
- ▽昭和四十三年度決算の概要(財政事情の公表)
- ▽越路中学校十周年式典挙行
- ▽交通事故防止に県民の協力を
- ▽秋の公民館行事結果
- ▽家庭裁判所における家事事件の取扱いについて
- ▽ねずみ駆除に協力を

秋晴れの下 越路中学校十周年式典挙行

越路中学校は創立以来早くも十周年を迎えました。巴ケ丘にそそりたつ教育の殿堂から巣立った卒業生約三千余名は、それぞれの分野に活躍されております。

このたび創立十周年を記念して実行委員会を組織し十一月一日午前十時より体育館において盛大に式典を挙行されました。

記念事業としては式典をはじめ、「浄心園」の造園、築堤緑化工事。後援会等の寄贈による少年少女の、肩を組み高らかに希望の歌をうたう「希望の立像」の造立が行われました。

町村合併に教育優先を基本理念とした、当町が誇る統合越路中学校の実績は、知育・体育・情育とそれぞれ適材の学校長を迎え、着着とその成果をあげ、県下にその名をとどろかせていることに、参会者は誇りと希望をもって十周年を祝いあっていました。

目前にせまる 老令年金の受給

国民年金のかけ金を始めて満八月六か年が過ぎ、まだまだ遠いと思っていた老令年金の支給も、あと一年六か月で国民年金では初めての自分で掛金をした「老令年金証書」を手にすることになりました。

老令年金は、かけ金をしない福祉年金(七〇才から支給される年金)とは条件がまったくちがい、単に老令になったというだけでは年金が支給されません、拠出制(掛け金制)ですからきめられた一定期間以上かけ金をしているか、あるいは免除されている期間で満たされていませんと、六十五才になっても老令年金は支給されされないことになります、ただし、この制度は昭和三十六年四月から開始され、しかもかける期間が満六十才までとされているため、年令的に二十五年間を満たすことができない人もいるわけです、そこでその人の年令によって最低必要な期間を定めたのが別表です、この際表をごらんになって、たとえ一か月不足期間があっても年金は支給されませんので充分検討してみてください。

過去に滞納期間があるかどうか……もし滞納している分があれば今のうちに納めておくのが得策です、本年に限り旧の安い保険料で納入できます。

お心当りの方、ご心配の方は、役場年金係にご相談下さい。

年金納付期間

加入者の生年月日	最低必要期間
明治 39.4.2～大正 5.4.1	10年
大正 5.4.2～〃 6.4.1	11
6.4.2～〃 7.4.1	12
7.4.2～〃 8.4.1	13
8.4.2～〃 9.4.1	14
9.4.2～〃 10.4.1	15
10.4.2～〃 11.4.1	16
11.4.2～〃 12.4.1	17
12.4.2～〃 13.4.1	18
13.4.2～〃 14.4.1	19
14.4.2～〃 15.4.1	20
15.4.2～昭和 2.4.1	21
昭和 2.4.2～〃 3.4.1	22
3.4.2～〃 4.4.1	23
4.4.2～〃 5.4.1	24
5.4.2～以降	25

町・県民税の申告に 給与所得の源泉徴収票を!!

冬に向かって家庭を離れ出稼ぎに出られた方々、又自宅から他へ通勤されている方々、或いは所得税の青色申告事業の専従者として自家営業に働いておられる方々、皆さんはすべて今年中に受けていた給料や、賞与等を幾ら貰い、そのうち幾ら所得税を納め、社会保険料を幾ら負担していたかを記した『給与所得の源泉徴収票』を、それぞれの勤務先から来る一月中に必ず貰っておいて下さい。

これは縦十センチ、横十五センチ位いの横書きの紙で、所得税の確定申告か町県民税の申告には、是非とも添付しなければならない書類です。

又その給与の支払い者の側も、皆さんに出す給与所得の源泉徴収票と殆ど同じ内容の『給与支払い報告書』を勤務者の住んでいる市町村へ、毎年一月末日までに送付しなければならないことになっています。市町村ではこれと皆さんが県、市町村民税の申告書に添えて出す給与所得の源泉徴収票の内容が、一致するかどうかを見て、県、市町村民税の算定をすることになっています。若しこの給与所得の源泉徴収票の添付がないと、前年中に受けた給与額の推定をされ、不利になる場合がありますから、たとえ短期間の勤務をした場合であっても、漏れなく貰って申告の際に添付しましょう。

有給の人を使っている事業所や官公署にはこの書類を勤務している人に必ず出すよう税務署と県、市町村からよく説明してあります。

尚既に勤務を退いている方で、年金や恩給を受けている方も同様ですから注意して下さい。

一九七〇年 世界農林業センサス (3) 調査員きまる

越路町の農林業センサス調査対象農家及び林家は、二、〇〇〇余となり、調査区を六四に分け調査されます。

農家のみな様からは、昭和四五年二月一日現在で調査票について申告していただく事になりますが、調査事務にあたっていただく調査員が県知事の委嘱により、次の方々にきまりました。この調査が成功いたしますようみな様のご協力をお願いいたします。

飯島、横山武夫、佐藤勇一、**篠花**、佐藤庄一、**西野**、石坂栄一、大石重信、**中沢**、山岸秀一郎、**中島**、佐藤清一、**浦**、西脇金作、岡政一、岡村峯吉、西脇宅作、平沢美代太郎、関矢留吉、**神谷**、白井軍一、高橋ヨシ、宮川三郎、**来迎寺**、小林当平、永井市太郎、杉茂勇吉、永井富一、杉本秀男、**朝日**、郷啓次郎、郷清作、**釜ケ島**、新保一夫、山崎亮一、**仲島**、大塚栄三郎、**岩野**、野上公平、丸山勝義、内山祐孝、**不動沢**宮沢与司松、西沢和夫、金子富美子、**岩田**、林貫次、金子丞三郎、小林輿吉、堀良一、長谷川又市、西脇秀一、関谷信吉、**飯塚**、内藤清志、丸山正美、田中政美、広川保、小林忠太郎、平石宏、鷲頭申壱、**沢下条**、長束貢、重野芳夫、**西谷**、浅井幾雄、大谷寅一、長谷川美喜太郎、長谷川伊三郎、**東谷**、小林忠、木曽倉太、五十嵐芳次郎、内山善太、**塚野山**、大橋吉之助、鳥島光太郎、米山惣吉、大橋武一、**小坂**、竹内久蔵、桑原慶一郎、**菅沼**、藤沢熊一、藤沢茂俊

歳末たすけあい募金に ご協力ください

町内において生活にお困りの方をはじめ、長期療養者、老人ホーム入所者、重症心身障害者、母子家庭等にすこしでも明るい正月を迎えて頂くため実施しております「歳末たすけあい募金」について、今年も何分のご協力をお願い申しあげます。

募金方法につきましては各部落長さんを通じてご依頼申しあげます。

昭和四十三年度 たすけあい募金実績

収入の部
- 歳末たすけあい募金　一五七、七八三円
- 一般会計より助成　九八、五〇〇円
- その他助成　二、五一七円
- 計　二五八、八〇〇円

支出の部

(病院施設等入所者)
- 身体不自由児施設　一、五〇〇円
- 重症障害児施設　四、五〇〇円
- 精薄者福祉施設　四、五〇〇円
- 医療保護施設　八七、〇〇〇円
- 老人福祉施設　一〇、五〇〇円

(在居宅者)
- 低所得世帯　九六、二〇〇円
- 精薄児(者)　三〇、〇〇〇円
- 身障児　九、六〇〇円
- 母子世帯　一二、〇〇〇円

(募金経費)
- 封筒印刷費　三、三三三円
- 計　二五八、八〇〇円

赤い羽根募金 実績報告

「赤い羽根共同募金」(一般募金)につきましては格段のご協力を頂き厚く感謝申しあげます。昨年実績よりやや下回りましたが、今年も希望目標額より約五％超過して完納することができました。

(共同募金会越路分区長)

共同募金実績

区分	金額(円)
飯島	七、〇一〇
朝日	八、一二〇
中島	六〇〇
篠花	三、〇四〇
仲島	一、七一〇
西谷	二〇、四〇五
飯塚	三八、九六一
不動沢	一五、五七五
菅沼	三、九六〇
神谷	一五、七一〇
釜ケ島	一二、一二五
中沢	六、〇三二
沢下条	九、三八〇
岩野	一三、四三六
西野	八、二一〇
浦	三七、三二五
小坂	八、九八五
岩田	二九、七五〇
東谷	一四、八八〇
来迎寺	五九、五六〇
塚野山	二一、〇〇〇
学校関係	二〇、八一八
計	三五六、五九二

おしらせ

■町営住宅入居者募集

昭和四十四年度建設の公営住宅入居申込みをつぎにより受付します。

- 所在地　来迎寺本条地内
- 募集世帯数　十世帯
- 入居時期　十二月下旬頃
- 面積等　六畳二間、一〇・五坪
- 家賃　未定であるが入居時まで決定
- 入居資格　町内居住者で現に住宅に困窮している者。
- 申込方法　町民課備えつけの申込書により十二月十日まで町長あて申込みのこと。

細部についての問合せは役場町民課住宅係へ

■測量、調査の立入り広告

このたび東北電力株式会社より次の通り高圧電線増設工事のため、県知事の許可のもとに測量調査の実施の通知がまいりましたので御承知、御協力をお願いします。

記

一、立入る期間　四十四年十月二十八日より四十六年十二月二十日まで

二、立入る区域　越路町大字来迎寺、不動沢、塚野山、東谷、西谷、岩田地内

■納税に有利な 青色申告のおすすめ

所得税は、自分で自分の所得や税金を計算して申告し、納税する申告納税制度をとっています。

毎日の取引を帳簿につけ、その帳簿に基づいて所得や税金を申告する方には、所得の計算の面で、いろいろ有利な取扱いをすることになっています。これが青色申告制度です。

青色申告制度は、昨年から青色専従者給与の全額が必要経費とされ、また小規模事業者には現金主義による帳簿が認められることになって、いっそう記帳が簡単になりました。

まだ青色申告をしていない方は青色申告をするようおすすめいたします。

青色申告の手続きや方法については税務署、商工会へご相談下さい。

商工会、税務署では青色申告係をもうけ個別にご相談に応じており、また記帳講習会などによる指導態勢を準備しております。

(長岡税務署)

■高令者の五年年金 ただいま受付中

明治三十九年四月二日より明治四十四年四月一日生れの人で、国民年金に加入していなかった人は、最後のチャンスです、是非加入されるよう、おすすめします。

加入期間は五年間で保険料は月七五〇円です。五年おさめて六五才をこえたとき老令年金三〇、〇〇〇円給付されますので、一年半でかけ金がもどる計算になります、七〇才になるまで老令福祉年金をもらうよりたいへん有利です。

加入を希望される方は、至急役場年金係に申込を。

健康あんない

次の日程で、種痘接種を実施しますので最寄の会場で接種下さい。

会場	実施月日 接種	実施月日 検診	時間	対象者
来迎寺校舎	12.8	12.15	9.30～10.30	① 43.10.1～44.9.30生れ
岩塚小学校	12.8	12.15	2.00～3.00	
浦校舎	12.9	12.16	9.30～10.30	② 小学入学前
東谷小学校	12.9	12.16	2.00～3.00	
中野小島校舎	12.10	12.17	9.30～10.30	③ 小学6年生
神谷校舎	12.10	12.17	2.00～3.00	
石津校舎	12.11	12.18	9.30～10.30	
塚山小学校	12.11	12.18	2.00～3.00	

秋の公民館行事終る

スポーツの秋、趣味の秋に、公民館と各種団共催で左記により各種大会が実施されました。

一、学校開放事業
越路中、岩塚小、越小石津校舎、塚山小で青年、婦人バレーボール、卓球等参加延人数六百人が参加。

一、町内青年大運動会
10月26日岩塚小で町内青年百五十六名参加、中心種目五千米マラソンに四十六名が出場し、町内青年層の多いことをしめした。

一、町内一周駅伝大会
11月3日　午前10時出発

中学生の部
- 優勝　塚中Aチーム　1時間30分55秒

一般の部
- 優勝　塚山中OBチーム　1時間31分15秒
- 2位　岩塚製菓チーム　1時間37分54秒
- 3位　浦青年Bチーム　1時間38分35秒

(参加チーム数 16)

一、文化展
11月2、3日越路分校々舎で開催、出品点数二十三点、菊花展も同時開催された。

一、町民囲碁大会
11月9日、岩塚魚庄会場
- 一位　浦　桑原悦雄
- 二位　浦　永井三代次
- 三位　不動沢　高橋三敏

一、町民将棋大会
- 一位　来迎寺　長部貞一
- 二位　神谷　小林敏一
- 三位　来迎寺　神林要平

一、婦人レクレエーション大会
11月16日　越路中
・婦人バレーボールの部
- 優勝　石津婦人チーム
- 二位　来迎寺チーム

一、町民バドミントン大会
10月26日　塚山小会場
参加人員八〇余名

一般男子Aクラス
- 1位　高橋忠靖
- 2位　米山敏雄

一般男子Bクラス
- 1位　鳥島新一
- 2位　山本清孝

一般男子Cクラス
- 1位　米山哲雄
- 2位　長谷川弘

一般女子
- 1位　米山美恵子
- 2位　川上美智子

ほかに婦人複合トレーニング、民踊、フォークダンス等実施。日頃スポーツに親しむ機会のない婦人百五十人参加された。

"来迎寺駅前に ボックス電話"

町民からの強い要望がありましたボックス電話がこの程来迎寺駅前にお目みえ致しました。せいぜい皆様の電話としてご利用ください。

◎公衆電話のかけかた

ハンドルを二、三回まわしてから、受話器をはずしますと交換手が出ますから相手の電話番号をお告げください。

交換手が「何円お入れください」といってから硬貨を入れてお話しください。お話しがすんだら受話器をかけてハンドルを二、三回まわしてください。

◎こんなときは

電話番号のお問合せ、当局の区内は「市内案内」とお告げください。よその局の区内は「市外案内」とお告げください。

・火事、救急車
「火事」または救急車」

・警察、どろぼう
「警察」またはどろぼう

・電話の故障
「故障係」とお告げください。

これらの電話料金は無料です。

年賀状は早めに 準備しましょう 差出人の郵便番号も忘れずに

年末で特に忙しいのは郵便局。どんなに全力投球しても、限られた時間と能力の中で、膨大な郵便物を処理するには、なんと言っても町民のご理解とご協力なしでは果し得ません。

◆年賀状
―12月15日～22日まで―

年賀状は「自町村あて」「県内あて」「県外あて」の三つに分けて束ね、それぞれに付せんをつけてお出しください。

お年玉年賀はがき以外の私製はがき、絵はがき等を年賀状としてお出しになるときは、表面(あて先を書く面)の左側に「年賀」と朱記してください。

◆小包郵便
―12月15日頃までに―

小包は、荷造りをしっかりして差出してください。荷札を二枚つけ、十二月十五日までに、郵便番号、宛先はもちろん、こちらの郵便番号も忘れないでかいてください。

郷土の香り豊かなお正月「餅」を親せき、知人にお送りする場合は六kgまで送れます。

ねずみ駆除に協力を!
鼠害額～37億円

ネズミはいませんか?ネズミは日常生活にきわめて身近な存在でありながら見過ごされているのがその被害である。衛生上の害では「ワイル病」その他の伝染病の保菌、媒介動物として、また経済上の害では田畑、山林、家屋などに受ける損害、損失等が莫大な数にのぼっている。

県下にせい息するネズミは約一千万匹、これによる鼠害は年間37億円と推定されている。これは県民一人当りにネズミ四匹位せい息していると一千万匹となり、ネズミ一匹一日一円の被害が出ると何と37億円、越路町予算の十年分という計算になる。

ここであらためてネズミの害を見なおし、科学的見地に立ってネズミ駆除の方策を考察し、組織的、継続的な駆除を行なわねばならない。

そこで県下一斉駆除運動が11月10日～12月10日まで展開されていますので、ネズミ駆除、絶滅にご努力され、明るい住みよい町づくりにご協力下さい。

駆除しようこの鼠

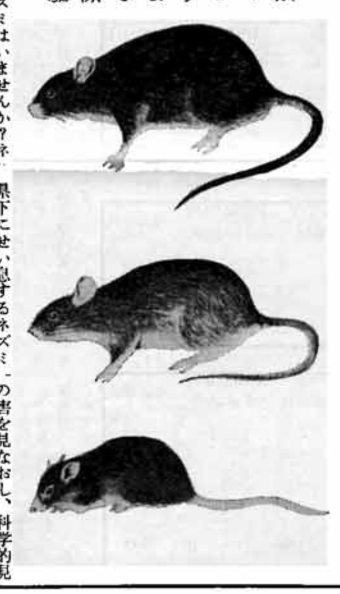

ドブネズミ
- 体長　22～26cm
- 尾長　18～22cm
- 体重　300g

クマネズミ
- 体長　18～24cm
- 尾長　17～26cm
- 体重　200g

ハツカネズミ
- 体長　6～10cm
- 尾長　5～10cm
- 体重　15～20g

家庭裁判所における 家事事件の取扱いについて

わが国に家庭裁判所ができてから今年の一月で二十年になります。家庭裁判所は、この間、審判や調停をとおして、家庭や親族間のいろいろな問題を解決し、また非行を犯した少年に対して再び過ちを犯すことのないように保護の措置を講じ、家庭の平和を守り、少年の健全な育成をはかるために努力を続けてきました。そこで二十周年を迎えたこの機会に、家庭裁判所における家事事件の取扱いについて簡単にふれたいと思います。

家庭裁判所で取り扱う事件を大きく分けると、家事事件と少年事件であることはご承知のことと思いますが、家事事件とは、家庭や親族に関する問題で、例えば夫婦間の問題(夫婦の同居、協力扶助、離婚および離婚に伴う財産問題等)、親子問題、扶養の問題、相続の問題、改氏、改名、その他戸籍に関する問題等家庭内のあらゆる問題を対象としております。

家庭裁判所は右の家事事件について、審判や調停を行なうのですが、審判では家事審判官(家事事件を取り扱う裁判官)が事情を調べて適切な判断をくだし、調停では家事審判官と、民間から選ばれた調停委員とが当事者や関係人の言い分をよく聞き、事情もくわしく調べたうえ、なっとくのいく、公平で正しい解決のできるよう、あっせんをします。

審判でも調停でも必要によっては、事件の実情をたしかめるため、家庭裁判所調査官が事実の調査をし、また、当事者や関係人の心身の状況について医務室で医学的な検査をすることもあります。

さて、審判でも調停でも訴訟のように一般の人に傍聴させるということがないのはもちろん、関係者でも適宜室外に出てもらったりして、家庭内の秘密が世間に知れわたったり、本当の考えが述べられなかったりするようなことがないようにしております。

審判が確定しあるいは、調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出をするとか、金銭の支払いを受けるとかいったことができることとなります。

金銭の支払いが円滑にできるように、その受渡しを当事者間で直接にしないで、家庭裁判所が仲立ちをする「寄託」という制度もあります。

審判や調停できめられた金銭の支払い等の義務を果さない人があるときは、家庭裁判所に申し出ると、家庭裁判所は実情を調べた上その義務を履行するよう注意したり(履行勧告)、あるいは命令したり(履行命令)することがあります。

また、審判か調停の内容が金銭の支払いなどであれば、執行官に依頼して強制執行をしてもらうこともできます。

なお、家庭裁判所では、家庭や親族に関する問題で悩んでおられる人のために「家事相談」を行なっていますが、別に費用はいりませんし、秘密は固く守られます。必要に応じて中立の手続きなどもくわしく教えることとなっています。

以上が家事事件の取扱いの概要ですが、その特色をまとめると大体つぎのとおりです。

1 手続きは公開されず、家庭や個人の秘密は固く守られます。

2 形式にあまりこだわらず、厳正なうちにも、なごやかなふんいきのうちに行なわれます。

3 審判、調停をするうえに必要な調査は科学的であることが望まれ、家庭裁判所調査官が心理学、社会学、教育学などの専門知識を活用して調査をします。場合によっては精神医学の専門家や各種の社会機関の協力を得てそれらの人達に援助、指導をして貰います。

4 審判や調停が終ったあとでも、審判や調停できめられたことがらが守られるように、約束の実行を勧告したり、お金の支払いの取次ぎをすることまで配慮しています。

5 家庭裁判所は、国民のだれもが容易にこれを利用できるようにするため、相談室を設け、わかりやすくその手続きなどを教え、手続きそのものをできるだけ簡易にして利用しやすくするとともにその後の処理を迅速にするよう心がけています。

平和な家庭をつくり、明るい社会を築くために、すすんで家庭裁判所を利用していただきたいと思います。

新潟家庭裁判所長岡支部では、毎日(土曜日の午後と日曜日を除く。)無料で、夫婦間の紛争問題のほか、親族間の問題、親子、相続問題、その他一切の家庭内の問題について家事相談を行なっています。家庭内の問題で悩みのある方や家庭関係の法律を知りたい方は気軽にお出かけ下さい。

場所・長岡市信濃二丁目六番一号(日赤病院のそば)

交通事故防止に 県民の協力を

県内の交通事故による死傷者数は、今年に入ってから急激に増加し、なかでも死亡者数はついに二ヵ月も早く昨年一年間の二九一人を上回る悲しい記録になりました。

県では、人命尊重の立場から交通事故の防止を重点目標にかかげ、関係の機関団体と協力しながら、その対策を進めてきましたが、現在の情勢では例年にない多くの死亡者数の出ることが予測されます。

これらの死亡事故の主な原因は、その多くが酒よい運転、安全速度違反、無理な追越し、わきみ運転、路上への飛び出しなど運転者や歩行者の交通マナーの不足によるものです。

運転者の皆さん、酒よい運転がいかに危険な運転であるかは十分ご承知のはずですから、酒を飲んだときには絶対に運転しないこと実践しましょう。また、交通の激しい道路を運転するときは常に前方に注意をしわきみをしないで安全速度で運転いたしましょう。見通しのよい道路でも追越しは、対向車に注意し、無理と思われる追越しは絶対にしないでください。このことは、他人を死傷させないばかりでなく、自分自身の安全にもつながる大切なことであります。

歩行者のみなさん、道路を横断するときは、左右の安全を確認してから真直ぐに横断してください。また就学前の幼い子どもさんが二十三人も死亡しております。その原因の多くは路上への飛び出しですから自動車の往来の激しい道路近くには絶対に遊ばないよう気を配るとともに、日ごろから習慣づけるよう心がけてください。

県民のみなさん、交通事故は天災ではなく人災です。従って、運転者は歩行者に、歩行者は自動車に互に注意し合い正しい交通ルールを忠実に実行すれば、交通事故は必ず防止できます。

県民すべてが交通事故のない幸せな生活ができるよう皆さんの一層のご協努をお願いいたします。

交通事故発生状況

		人身事故件数	死者	傷者
10月27日現在	44年	8,841件	292人	11,558人
	43年	7,363件	226人	9,376人
	増減率	+20.1%	+29.2%	+23.3%
昭和43年中		9,235件	291人	11,713人

越路町告示第十七号
越路町財政事情を次のように公表します

昭和44年12月1日

越路町長 白井又三郎

昭和四十三年度の越路町の決算（案計簿）がまとまりましたのであらましを御説明申し上げます。

昭和43年度の決算状況

一般会計

1 決算のあらまし

昭和四十三年度は、当初予算歳入歳出それぞれ二億八千百十五万二千円で出発しましたが、その後七回の追加補正を行ない決算においては、歳入三億四千六百八十万五千円、歳出三億一千三百四十九万六千円、歳入歳出差引三千三百三十万九千円の黒字となりました。

しかしこの歳入の中には四十二年度からの繰越金二千四百三十九万六千円、越路小学校の敷地購入のために積立金を取りくずして繰入れた七百八十二万円が、歳出の中には財調積立金、積立金百二十一万円、未だ償還期限の来ない長期借入金の繰上償還金二十九万九千円が含まれております。これらを控除した昭和四十三年度一年間の収入は三億一千四百五十七万九千円、支出は三億一千百八十八万七千円差引二百六十九万二千円（これを実質単年度収支という）の黒字となりました。

地方自治体がただ漫然と多額の黒字を出すことは正しい財政運営とはいわれませんが当町の場合は越路小学校の建設等に今後多額の支出が見込まれるためこれに備えて各年度間の財源をできるだけ蓄える調整に配慮した結果の黒字でありますので町民各位の御了承を得たいと思います。

なお、四十三年度末の借入金残高は一億五千百九十五万五千円、財政調整積立金総額は一千三十八万円、債務負担行為額（四十四年度以降支出する金額）四百六十五万八千円となっております。

2 財政規模の推移

最近三年間の財政規模の推移を見ると第二表のとおりですが、日本の経済成長に伴なって町の家計簿も年ふくらんでおり四十三年度は三十九年度に比べて歳入歳出ともそれぞれ三割〇分以上の伸びを示しております。

財政規模の推移

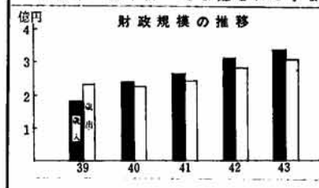

決算概況 （単位千円）

区分	昭和42年度	昭和43年度
1. 歳入総額 Ⓐ	308,323	346,805
2. 歳出総額 Ⓑ	283,927	313,496
3. 歳入歳出差引額 Ⓒ=Ⓐ−Ⓑ	24,396	33,309
4. 翌年度へ繰越すべき財源 Ⓓ	Ⓕ 24,396	Ⓔ 33,309
5. 実質収支 Ⓒ−Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ−Ⓔ 8,913
6. 単年度収支	1,306	
7. 積立金 Ⓖ	2,000	1,210
8. 繰上償還金 Ⓗ		399
9. 積立金とりくずし Ⓘ		7,830
10. 実質単年度収支 Ⓔ+Ⓖ+Ⓗ−Ⓘ	3,306	2,692

5カ年間の財政規模 （単位千円）

年度	歳入 決算額	歳入 指数	歳出 決算額	歳出 指数
39	184,175	100	229,166	100
40	233,222	127	226,211	99
41	262,960	143	239,870	105
42	308,323	167	283,927	124
43	346,805	188	313,496	137

3 歳入

歳入の全体を見ますと町税、分担金及び町債の占める割合が前年に比べ減少し、地方交付税、使用料、手数料の占める割合が年々増えております。

特に地方交付税の著しい伸びが目をひきます。これは経済の高度成長による国税三税（所得税、法人税、酒税）の大巾な伸びによるものです。

歳入の推移 （単位千円）

区分	昭和41年度 決算額	割合	昭和42年度 決算額	割合	昭和43年度 決算額	割合	対前年比(ア)/(イ)×100
		%	(ア)	%	(イ)	%	%
税金	74,397	28.3	81,546	26.4	86,906	25.1	107
税金以外					3,217	0.9	
付加価値割	83,932	31.9	102,910	33.4	129,995	37.5	126
交付金	2,152	0.8					
特別交付金			837	0.3			
手数料					123	0.1	
使用料	17,007	6.4	11,719	3.8	10,093	2.9	86
負担金	3,177	1.2	4,421	1.5	6,231	1.8	141
入総額	40,843	15.6	50,515	16.4	38,486	11.1	76
金	4,081	1.6	1,661	0.5	3,599	1.0	216
入	1,200	0.4	600	0.2	8,430	2.4	1,405
収	7,011	2.7	23,090	7.5	24,396	7.0	106
入	5,460	2.1	8,124	2.6	17,529	5.1	216
計	23,700	9.0	22,900	7.4	17,800	5.1	78
	262,960	100	308,323	100	346,805	100	112

4 歳出

目的別歳出

全体をながめると民生、衛生関係の大巾な伸びが特に目をひきます。これは社会福祉の充実が決算に大きく表われて来た結果で大変喜ばしいことであります。

一 議会費

議員及び事務局職員の人件費八百六十七万六千円がその大部分を占めています。

二 総務費

総務費の全体に占める割合は年々減少して十五・九%となっており人件費、物件費が大部分ですがその外に償還繰越電化工事に対する鉄道利用債利子補給金二百二十七万五千円、財政調整積立金全額二百一十万円等があります。

三 民生費

民生費は前年に比べて七%増の二百三十六万四千円、全体に占める割合も六・五%となっています。

これは中野島保育所建設費四百八万円、来迎寺児童遊園建設費五十九万円等建設事業によるものと、保育所の増加による経費の増等児童福祉に特に重点がおかれた結果です。

四 衛生費

衛生費は前年に比べて二倍以上の九百三万七千円と全体に占める割合も二・五%と大巾な増額となっています。

これは塵芥処理施設費百二十三万円及び母子栄養強化、母子衛生、予防接種等の費用の増によるものです。

五 労働費

一般失業対策事業費は就労人員合計二千四百六十六人三百八十六万円、その他であります。

六 農林水産業費

農林水産業費は前年に比べて大巾な減となっています。これは不動沢農業構造改善事業補助の減六百六十万円、普沼林道の完成による減一千七十七万円等によるものです。

新規事業としては、東谷から越路原へ通ずる農免道路が県営事業として着工され、四十三年度には八百五十五メートル総事業費一千百五十七万円、うち町負担金百五十万円となっております。

町税の内訳 （単位千円）

区分	昭和41年度 決算額	割合	昭和42年度 決算額	割合	昭和43年度 決算額	割合	比較 対前年(イ)/(ア)×100
		%	(ア)	%	(イ)	%	%
町民税	19,807	26.6	23,719	29.1	23,744	27.3	100
分分	6,140	8.3	3,799	4.7	5,926	6.8	156
固定資産税	32,650	43.9	35,376	43.4	36,870	42.5	104
軽自動車税	3,138	4.2	3,480	4.3	3,824	4.4	110
鉱産税	6,024	8.1	7,135	8.8	9,625	11.1	135
特別土地保有税	4,976	6.7	5,361	6.6	6,025	6.9	112
入湯税	701	0.9	533	0.7	594	0.7	111
町たばこ税	98	0.1	103	0.1	99	0.1	104
計	74,397	100	81,546	100	86,906	100	107
徴収率 現年課税分		99.9%		99.7%		99.7%	100
徴収率 滞納繰越分		29.5		36.4		52.1	143
徴収率 合計		99.7		99.5		99.5	100

一 町税

町税の歳入に占める割合は減少したとはいえ地方交付税に次いで第二位、全体の3/4となっています。

これは町民一人当り六千百三十七円、一世帯当り二万九千五百四十円の負担となっております。町税は全体で前年に比べて七%、五百三十六万円の増となっていますが町民税の個人分、固定資産税はほとんど増えておらず電気ガス税、軽自動車税及びたばこ消費税等が増えております。

二 自動車取得税交付金

四十三年度より新設された町の歳入で事業量の増大にもかかわらず年々減少しております。

三 地方交付税

地方交付税は、一億二千九百九十九万五千円で歳入に占める割合は第一位、全体の三十七・五%に達しています。

四 交通安全対策特別交付金

四十三年度より新設された国から町道の延長、面積を基準に配分交付されるもので、道路の新設、改良に使用しています。

三百二十一万七千円。

五 分担金、負担金

分担金等は年々減少し全体に占める割合も二〇九%となりましたが、それでも千九万三千円となっています。主なるものは次のとおりです。

道路橋梁整備分担金 四百九十九万九千円

消防施設整備分担金 九十五万五千円

六 使用料、手数料

使用料、手数料は対前年比四十一%の大巾増となっています。これは保育所、公民館の使用料の増、予防注射手数料の一般会計繰入等によるものです。

七 国県支出金

国県支出金は農業構造改善事業補助の減により前年に比べて相当減っておりますが三千八百四万六千円、歳入の十一%を占めています。主なるものは次のとおりです。

○建設事業補助
西谷橋建設事業 五百二十万円
消防施設整備事業 六十万円
失業対策事業 六百九万六千円
高度集団栽培促進事業 九十三万三千円
農業構造改善事業 六百六十万八千円
農業生産基盤整備事業 百三十九万八千円
農地等災害復旧事業 七十三万二千円
来迎寺児童遊園建設事業 百十二万五千円
小規模林地開墾防災事業 三十七万二千円
○その他補助
参議院選挙九十九万四千円
県民税徴収事務 九十六万五千円
国民年金事務 百四十九万二千円
児童福祉関係 三十二万八千円
老人福祉関係 百五十六万九千円
衛生関係 六十三万六千円
農業委員会 七十六万円
稲作増収実践集団十四万円
春季豪雪対策 三十二万九千円
教育関係 三百三十七万一千円
減税補てん債元利補助 百三十二万三千円
一般単独事業 七百九十九万円
済当 一千九十万円
員別 二百四十一万八千円
議総民衛労農林士消教災公諸 二百二十九万七千円

八 財産収入

財産収入は、三百五十九万九千円、全体に占める割合は一%です。

九 消防費

消防施設の充実をはかり防火水槽四基（沢下条、来迎寺、中沢、岩田）の新設、可搬式ポンプ五台の更新、消防井戸の掘削等施設の整備に四百十四万円を投入しました。

十 教育費

越路小学校敷地整備工事費一千三百五十万円、岩塚小学校給食棟建設費四百七万六千円、利子九百五十四万三千円計二千三百七十七万四千円であります。

十一 災害復旧費

農業施設関係二百八十六万八千円、公共土木関係二百七十五万二千円であります。

十二 公債費

償還元金一千四百二十三万二千円、利子九百五十四万三千円計二千三百七十七万四千円であります。

性質別歳出

性質別の歳出は下表のとおりですが人件費、扶助費、公債費の外に物件費、補助費、積立金等があります。

一 人件費

人件費の内訳は下表のとおりですが、年々行なわれている人事院勧告改訂によって人件費は増えつづけております。職員数においてはほとんど増員なく増大する事務量を消化しております。

特に職員の給与が前年に比べて増えているのは、昇給昇格による増加分と、昭和四十二年度において収入役が数ヶ月間欠員であったためです。現在の状勢から考えると職員給与の対前年比十四%増はおおむね妥当であると思います。

二 公債費

公債費は年々増え続け四十三年度は二千三百七十七万四千円となり、この償還金を目的別に分類すると次のとおりであります。

民生債	七十九万一千円
農林水産業債	百三十七万円
土木債	百七十一万円
教育債	百六十六万六千円
災害復旧債	五十四万八千円
臨時減税補てん債	一千二百九十四万九千円

以上から見ると臨時減税補てん債の償還が半ば以上を占めています。これについては、その分が国から、又はその分だけ交付されますので、これを控除した実質公債費は一千八十二万五千円となります。

今後は減税補てん債の償還が減るかわりに道路貸付金の償還が増えてきますので当分の間公債費は増え続けるものと思われます。

また、年度末借入高一億五千百九十五万五千円（町の借金）は、町民一人当り一万七百三十一円、一世帯当り五万一千六百円となります。この借金は財政の仕組みの中で計画的に長期にわたり返済してゆくものであります。

目的別歳出の推移 （単位千円）

区分	昭和41年度 決算額	割合	昭和42年度 決算額(ア)	割合	昭和43年度 決算額(イ)	割合	対前年比(イ)/(ア)×100
		%		%		%	%
費	7,152	3.0	8,897	3.1	9,746	3.1	110
費	52,174	21.8	48,984	17.3	49,797	15.9	102
費	13,100	5.5	11,934	4.2	20,364	6.5	171
費	2,470	1.0	3,958	1.4	9,037	2.9	228
費	4,190	1.7	4,044	1.4	3,951	1.3	98
費	39,437	16.4	46,737	16.5	29,057	9.2	62
費	7,077	2.9	8,866	3.1	8,554	2.7	96
費	30,142	12.5	60,627	21.4	74,726	23.8	123
費	6,623	2.8	11,561	4.1	11,153	3.6	96
費	59,141	24.7	56,542	19.9	70,217	22.4	124
費	1,819	0.8	977	0.3	3,120	1.0	319
金	16,545	6.9	20,538	7.2	23,774	7.6	116
金	—	—	262	0.1			
計	239,870	100	283,927	100	313,496	100	110

性質別歳出の推移 （単位千円）

区分	昭和41年度 決算額	割合	昭和42年度 決算額(ア)	割合	昭和43年度 決算額(イ)	割合	対前年比(イ)/(ア)×100
		%		%		%	%
費	62,473	16.7	76,395	26.9	87,508	27.9	115
費	34,174	14.2	46,098	16.2	49,022	15.6	106
費	6,547	2.7	9,683	3.4	9,509	3.0	98
費	1,720	0.7	2,124	0.8	3,039	1.0	143
費	16,678	6.9	17,921	6.3	18,982	6.1	106
費	16,645	6.9	20,538	7.2	23,774	7.6	116
費	15,000	6.3	2,000	0.7	1,210	0.4	61
費	3,992	1.7	4,100	1.5	4,438	1.4	108
費	1,200	0.5	1,600	0.6	1,600	0.5	100
費	75,650	31.5	98,505	34.7	107,433	34.3	109
費	1,819	0.8	977	0.3	3,120	1.0	319
金	4,072	1.7	3,986	1.4	3,861	1.2	97
計	239,870	100	283,927	100	313,496	100	110

町債借入内訳 （単位千円）

事業名	借入額	借入先	利率	償還期間
臨時減税補てん債	7,500	大蔵省	6分5厘	6年
町道整備事業	10,300	新潟県	6分5厘	5年
計	17,800			

昭和43年度 国民健康保険事業会計

決算概況

国民健康保険事業会計 （単位千円）

	当初予算額	最終予算額	決算額(ア)	前年度決算額(イ)	差引(ア)−(イ)
歳入	93,573	87,029	85,427	74,980	10,447
歳出	93,573	87,029	78,003	70,188	7,815
差引	—	—	7,424	4,792	2,632

1. 決算概況

本年度の収支状況は、予算総額八千五百四十二万七千円に対し、歳出総額は、七千八百万三千円で、差引七百四十二万四千円の繰越となりました。繰越額のうち条例により三百五十万円を、給付準備基金に積立いたしました。本年度は、前年度に比べ医療費の増加、入院の費用額が推計より低い結果となったことと、国庫支出金中、普通調整交付金が、大巾に交付されたために多額の繰越が生じました。

財政規模の推移 （単位千円）

年度	歳入 決算額	歳入 指数	歳出 決算額	歳出 指数
39	33,318	100	39,214	100
40	52,548	158	50,238	128
41	54,134	162	53,442	136
42	74,980	225	70,188	179
43	85,427	256	78,003	199

指数は昭和39年度を100とする

2. 財政規模の推移

過去五カ年間の財政規模は、次の通り給付率の改善や受診率の上昇等で、給付額が増加して、年々財政規模は大型化し、今年度は、昭和三十九年度に比較して約二倍になりました。

3. 歳入

前年度に比較し、歳入総額で約十四%の上昇であり、保険料は八・五%、国庫支出金は十三・七%の増加となりました。歳入で主なものは、保険料及び国庫支出金で、それぞれ全体の四十一・二%と五十三・八%を占めています。尚一世帯当り保険料負担額は、一層ご理解をいただき、百%納入をお願いいたします。

昭和42・43年度歳入比較 （単位千円）

	昭和43年度 決算額	構成比	昭和42年度 決算額	構成比	対前年度 増減額	及び率
		%		%		%
国民健康保険料	35,204	41.2	32,440	43.3	2,764	8.5
一部負担金	—		5		△ 5	△ 100.0
使用料及手数料	10		10		0	0
国庫支出金	45,997	53.8	40,465	54.0	5,532	13.7
県支出金	43	0.1	120	0.2	△ 77	△ 279.0
財産収入	2,292	2.7	692	0.9	1,600	331.2
繰越金	1,000	1.2	1,000	1.3	0	0
諸収入	875	1.0	248	0.3	627	352.8
一般会計繰入金	—		—		—	—
他会計繰入金	—		—		—	—
諸県	6		—		6	—
計	85,427	100.0	74,980	100.0	10,447	13.9

4. 歳出

歳出総額を前年度に比較した場合約十一%の上昇であり、保険給付費は十%を占めています。尚一世帯当り保険料負担額は、それぞれ十七%と七十七%の上昇を示しています。

歳出中主なものは、保険給付費で全体の九十二・二%を占めています。特に今年度からは育児手当金の新設を行い給付改善に努めました。総務費及び保健施設費は次の通りで、療養諸費（給付額）から保険料負担額を差引いた額が一人当りの受診額で、年々増加しています。

昭和42・43年度歳出比較 （単位千円）

	昭和43年度 決算額	構成比	昭和42年度 決算額	構成比	対前年 増減額	及び率
		%		%		%
総務費	4,398	5.6	3,753	5.4	645	17.1
保険給付費	71,871	92.2	65,321	93.1	6,550	10.0
保健施設費	1,649	2.1	931	1.3	718	77.1
積立金	85	0.1	174	0.2	△ 89	△ 104.7
公債費	—		—		—	—
諸支出金	—		9		△ 9	△ 100.0
計	78,003	100.0	70,188	100.0	7,815	11.1

5. 一人当りの受けと払い

被保険者一人当り保険給付額と保険料負担額の関係は次の通りです。

年度	療養諸費	保険料	差引額
	円	円	円
39	3,022	1,394	1,628
40	3,906	2,091	1,815
41	5,061	2,450	2,611
42	7,220	3,612	3,608
43	8,315	4,128	4,187

6. 受診状況

被保険者が一年間、どのくらい受診したかを見ると、年々上昇し今年度は平均四回受診したことになります。

受診率の年度別推移 （100人当り）

年度	入院	入院外	歯科	合計
39	6.83	220.56	69.50	296.89
40	7.22	218.62	71.37	297.21
41	8.00	244.68	73.50	326.18
42	9.42	271.28	76.93	357.63
43	9.61	288.64	79.89	378.14

簡易水道事業会計

決算概況 （単位千円）

	当初予算額	最終予算額	決算額(ア)	前年度決算額(イ)	差引(ア)−(イ)
歳入	2,067	6,706	3,167	3,292	△ 125
歳出	2,067	6,706	3,140	2,086	△ 1,064
差引	—	—	27	1,206	△ 1,179

昭和42・43年歳入・歳出比較

歳入 （単位千円）

	昭和42年度 決算額	構成比	昭和43年度 決算額	構成比	対前年比
		%		%	%
使用料及び手数料	1,678	51	1,725	54	103
繰越金	450	14	1,206	38	268
諸収入	1,164	35	236	8	20
計	3,292	100	3,167	100	96

諸収入は岩塚地区信越線増工事に伴う補償として四百五十二万円の受託事業予定をしたが都合により事故繰越処置をとりました。新加入は六戸あり、全加入戸数は三百四十三戸となりました。

歳出の内訳は次のとおりです。

歳出 （単位千円）

	昭和42年度 決算額	構成比	昭和43年度 決算額	構成比	対前年比
		%		%	%
費	178	9	169	5	95
費	928	44	1,976	63	213
費	283	14	298	10	105
費	697	33	697	22	100
金	—		—		
金	—		—		
金	—		—		
計	2,086	100	3,140	100	151

総務費は十六万九千円、工事費は百九十七万六千円川東地区及び飯塚、沢下条地区とも水源施設の改良をはかりました。

維持修繕費は二十九万八千円、公債費は六十九万七千円であり、差引繰越額は二万七千円となりました。これは事故繰越に伴う収入未済額百八万七千円と支出未済額上記加算されるためこれを控除したものであります。